

## 固定資産課税台帳等の縦覧・閲覧

### ◆ 縦 覧

固定資産税の納税者が、自己所有以外の土地又は家屋の評価額(所有者の情報を除く)を縦覧できます。

縦覧の趣旨	自己の土地・家屋と、他の土地・家屋の評価額を比較し、適正であることを確認していただくための制度		
縦覧期間	4月2日から最初の納期限の日まで(5月1日) 午前8時30分から午後5時30分まで(土日祝日を除く)		
縦覧場所	役場1階 税務課		
縦覧対象と 縦覧範囲	縦覧対象者	縦覧範囲	記載項目
	固定資産税の土地の納税者 (代理人又は納税管理人)	土地価格等縦覧帳簿	所在(地番) 地目・地積・価格
	固定資産税の家屋の納税者 (代理人又は納税管理人)	家屋価格等縦覧帳簿	所在・家屋番号 種類・構造 床面積・価格
審査申出期間	固定資産税課税台帳に価格を登録した旨が公示された日から、納税通知書の交付を受けた日後60日までの間		
縦覧の際に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書又は課税明細書</li> <li>・印かん</li> <li>・運転免許証など本人と確認ができるもの</li> </ul> ※代理人の人は上記のほか、委任状又は承諾書の提出も必要となります。		

### ◆ 閲 覧

納税義務者は固定資産課税台帳のうち、自己の資産が記載された部分について、一年を通して閲覧することができます。また、借地人・借家人等は借りている土地・家屋の閲覧をすることができます。

閲覧期間	4月2日より、通年(土日祝日、年末年始の休日を除く) 午前8時30分から午後5時30分まで	
閲覧場所	役場1階 税務課	
閲覧できる人と その範囲	閲覧できる人	閲覧できる範囲
	1. 固定資産の所有者	所有している固定資産
	2. 土地を有償で借りている人	借りている土地
	3. 家屋を有償で借りている人	借りている家屋 及びその敷地である土地
	4. 固定資産の処分をする権利を 有する一定の人	権利を有する固定資産
閲覧の際に 必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税通知書、課税明細書または運転免許証など、本人と確認できるもの</li> <li>・「閲覧できる人」のうち、上記2. 3. 4. に該当する人は、それらを証するもの(賃貸借契約書等)</li> <li>・印かん</li> </ul> ※代理人の人は上記のほか、委任状又は承諾書の提出も必要となります。	
閲覧手数料	1回につき200円(ただし、縦覧期間中の閲覧は無料)	

▼問い合わせ先＝税務課 資産税係 ☎9123